

三世代同居・近居住宅支援事業補助金の補助対象確認



1 三世代同居・近居

- ☐ 三世代同居
三世代以上のものが同一敷地内又は隣接する敷地に居住している。
- ☐ 三世代近居
三世代以上のものが同一の自治振興会の区域内（庄東小学校及び庄川小学校の通学区域内）又は直線距離500mの範囲内に居住している。

2 補助対象者

- ☐ 市内の住宅の新築工事等（建売住宅、中古住宅の購入含む）、増改築工事の契約者であること。
- ☐ 三世代家庭の全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ 三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。
- ☐ 砺波市定住促進空き家利活用補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ 三世代家庭の全員が、砺波市住宅取得支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ 補助金交付決定後、3年以上三世代同居・近居を継続すること。

3 補助対象工事

- ☐ 工事費用の合計額（税込み）が、50万円以上のもの。
- ☐ 敷地造成、附属屋、門、塀その他外構工事を除く。
- ☐ 外壁、屋根、その他外装工事（新築・増築部分は対象）を除く。
- ☐ 電気設備、給排水設備、その他の付属設備の設置又は交換のみを行う工事を除く。
- ☐ 賃貸用の用に供している、又は供する予定の住宅の工事、又は住宅の購入を除く。
- ☐ 砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付を受けた住宅に係る工事を除く。
- ☐ 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事及び住宅の購入を除く。
- ☐ 災害等による保険給付金の対象となる工事及び住宅の購入を除く。
- ☐ 三世代家庭に属する者が自ら施工する工事（その者が代表である法人事業者が施工するものを含む。）を除く。
- ☐ 三世代家庭に属するものから購入する住宅（その者が代表である法人事業者が施工するものを含む）を除く。
- ☐ 砺波市高齢者が住みよい住宅改善支援事業（バリアフリー化）補助対象の工事を除く。

4 交付申請

- ・対象工事に要する費用の支払い完了日の翌日から起算して1年以内。

5 申請期間

- ・令和9年3月31日まで。

6 補助金の額

①又は②のいずれか低い金額

- ①同居の場合は対象工事等に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）に10分の1を乗じて得た額、
近居の場合は対象工事等に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）に20分の1を乗じて得た額

②基本額と加算額の合計（上限額：同居1, 373千円、近居800千円）※新築の場合に限る

ア. 基本額

対象	基本額			
	新築の場合		増改築の場合	
同居	1,073 千円	☐	200 千円	☐
近居	500 千円	☐	100 千円	☐

イ. 加算額 ※R7.1.1以降に契約又は着工した場合

区分	要件	加算額		限度額
GX 加算	以下のいずれかの交付を受けていること (1) 子育てグリーン住宅支援事業 (2) 戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化支援事業 (3) 給湯省エネ事業	100 千円	☐	300 千円
空き家・空き地情報バンク加算	申請に係る住宅の住所が砺波市空き家・空き地情報バンク（以下「空き地バンク」という）に登録された土地を取得し建設した住宅であること	100 千円	☐	
散居景観加算	以下のいずれかに該当すること (1) 申請に係る住宅の敷地内にカイニョを有し、申請後5年以上管理していくこと (2) 申請に係る住宅がアズマダチ又はマエナガレ様式であること	100 千円	☐	
子育て加算	申請時に世帯員に中学生までの子がいる世帯であること。	100 千円	☐	